

障害者手帳サービスガイド

【税金・公共料金の減免等編】

【スライド1枚目】（0分00秒～0分22秒）

障害者手帳サービスガイド 税金・公共料金の減免等編。

この動画では、税金の優遇措置、各種公共交通機関の割引、福祉乗車証、有料道路通行料金の割引、NHK放送受信料の減免などについてご案内します。

【スライド2枚目】（0分23秒～1分45秒）

はじめに、所得税および住民税の障害者控除についてです。

障害者本人または同一生計の配偶者や扶養親族が、年末調整または確定申告を行うことで、所得控除が受けられます。

障害の程度や、同居の有無によって、控除される金額が異なります。

「障害者控除」は、身体障害者手帳3級から6級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級または3級をお持ちの方が対象で、控除額は、障害者一人につき、所得税は27万円。住民税は26万円です。

障害の程度がより重度な特別障害者に該当する場合の控除額は、所得税は40万円。住民税は30万円。

また、同居する同一生計配偶者、または扶養親族が特別障害者に該当する場合の控除額は、所得税は75万円、住民税は53万円です。

所得税に関するお問い合わせは、お住まいの地域を管轄する「税務署」。住民税については、京都市市税事務所 市民税室市民税担当へお問い合わせください。

【スライド3枚目】（1分46秒～2分41秒）

続いて、自動車税の減免制度です。

障害者本人または同一生計の家族が所有、運転する自家用車等について、一定の要件を満たすと、1台まで、自動車税の減免が受けられます。減免の限度額は4万5千円です。

対象要件は、障害の部位や世帯構成などによって、要件が細かく設定されています。

自動車の所有・運転要件については、障害者本人が所有・運転する場合のほか、障害者の状況に応じて、同一生計の家族の所有・運転も対象になる場合があります。

障害者のみで構成される世帯の場合は、常時介護者の運転も対象となる場合があります。

手続方法や必要書類などの詳細は、京都府府税事務所 自動車税管理事務所へお問い合わせください。

【スライド4枚目】（2分42秒～3分58秒）

続いて、軽自動車税の減免制度です。

障害者本人の通院や通学などに使用される軽自動車、原動機付き自転車、小型特種自動車、

二輪の小型自動車について、軽自動車税の減免がうけられます。

なお、普通自動車と軽自動車の両方を所有している場合でも、減免が適用されるのは、いずれか1台のみとなります。

対象となる手帳の種類と要件については、身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳のA判定をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳の1級かつ自立支援医療精神通院の受給者証の両方をお持ちの方となります。

自動車の所有・運転要件については、障害者本人が所有・運転する場合のほか、同一生計の家族の所有・運転も対象になります。

障害者のみで構成される世帯の場合は、常時介護者の運転も対象となる場合があります。

手続方法や必要書類などの詳細は、京都市軽自動車税お問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。

【スライド5枚目】（3分59秒～4分33秒）

次に「公共交通機関の割引」についてです。

市バス・地下鉄をはじめ、JR・私鉄、民間バス各社では、障害者手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の区分に応じて、本人および介護者の運賃が最大5割引となります。

割引対象者や割引率等は事業者ごとに異なりますので、詳細は京都市交通局、各鉄道会社、バス事業者へ直接お問い合わせください。

【スライド6枚目】（4分34秒～5分04秒）

その他、電車やバス以外の交通機関でも割引制度があります。

タクシーをご利用の際は、乗車時に手帳を提示することで運賃が1割引になります。

また、満12歳以上の方の国内線航空運賃や、フェリーの運賃についても、割引があります。

割引対象者や割引率などは、各事業者によって異なりますので、詳細は、各事業者にお問い合わせください。

【スライド7枚目】（5分05秒～5分37秒）

また、京都市では独自に「福祉乗車証」「重度障害者タクシー料金助成事業」「敬老乗車証」という3つの制度を設けています。

それぞれ市バス・地下鉄等が無料になったり、タクシー料金の助成など、社会参加や生活支援を目的とした制度ですが、この3つの制度は、重複して利用できません。ご自身の障害の等級や利用頻度、移動スタイルに合わせて、いずれか1つを選択してお申し込みください。

【スライド8枚目】（5分38秒～8分04秒）

福祉乗車証制度について詳しくご説明します。

「福祉乗車証」は、本市に居住する障害者が、市内を運行する市バス・地下鉄全線および

一部の民間バス路線を、無料で利用いただけるフリーパス証です。

対象となる障害者手帳の種類と要件については、身体障害者手帳の1級から4級をお持ちの方は、障害者本人および介護者1人が無料。車いすを利用されている場合は、介護者3人まで無料。身体障害者手帳のうち、聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能障害の4級の方は、障害者本人のみが無料になります。

療育手帳の場合、A判定およびB判定のうち、小学校卒業までの児童の場合は、障害者本人および介護者1人が無料に、中学生以上のB判定の方は、障害者本人のみが無料になります。

精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方は、障害者本人および介護者1人が無料に、2級または3級の方は、障害者本人のみが無料になります。

福祉乗車証の対象となる区間は、市バス・地下鉄全線に加え、岩倉、大原地区を走る京都バス、山科、醍醐地区を走る京阪バス、醍醐コミュニティバス、京北ふるさとバス、洛西ニュータウン地域からJR桂川駅間のヤサカバス、桂坂エリアから阪急桂駅間の京阪京都交通バスです。

京都バスおよび京阪バスは、対象のバス車両に、「敬老・福祉」、と表示されていますので、乗車前にご確認ください。

お住まいの区役所・支所の障害保健福祉課で申請してください。窓口で、対象の手帳に、「福祉乗車証」のシールを貼付します。利用方法は、市バス利用時や、地下鉄の改札口で、乗務員に福祉乗車証のシールが貼られた手帳を提示してください。地下鉄の無人改札口の場合は、インターホンをご利用ください。

なお、重度障害者タクシー利用券から福祉乗車証に変更される場合は、申請月に応じた残枚数が必要ですので、ご注意ください。

【スライド9枚目】（8分05秒～9分57秒）

続いて、重度障害者タクシー料金助成事業についてです。

対象者には、1枚あたり500円の利用券が、年間最大48枚交付されます。1回の乗車につき最大4枚分、2千円まで利用できます。助成額を超えた部分は自己負担となります。

対象となる障害者手帳の種類と要件については、

身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方、療育手帳のA判定をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方です。

交付枚数は、年間最大48枚で、申請月によって交付枚数が異なります。

利用期間は、交付を受けた当該年度の4月1日から翌年3月31日までです。

利用方法は、タクシー乗車時に手帳を提示し、清算時に利用券を提出してください。

障害者手帳によるタクシー料金の1割引もあわせて対象になります。

なお、京都市に登録されたタクシー事業者でのみ使用できますので、乗車前に、タクシー利用券が使用できるかご確認ください。

タクシー利用券は、障害者本人が乗車する場合のみ利用可能です。家族を含め、他人への貸与や譲渡は認められません。不正利用時は、無効として券を回収したうえで、不正利用額

の返還を求める場合があります。また、利用券の紛失・盗難による再発行はできませんので、大切に保管してください。

次年度もタクシー利用券の交付を希望される場合は更新申請が必要です。2月中旬に、対象者へ申請書類を郵送しますのでお手続きください。

申請、相談は、お住まいの区役所・支所の障害保健福祉課までお問い合わせください。

【スライド10枚目】（9分58秒～10分18秒）

次に、その他公共料金等の減免制度についてです。

有料道路通行料金の割引、NHK放送受信料の減免、携帯電話料金の割引などの制度があります。各種割引等の適用については、事前申請が必要です。

【スライド11枚目】（10分19秒～12分55秒）

有料道路通行料金の割引について詳しく説明します。

障害者本人の移動にかかる負担を軽減するため、事前に登録しておくことで、有料道路通行料金が通常料金の半額で利用できます。

有効期限は、申請日から2回目の誕生日までとなっており、更新が必要です。

障害者本人が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方すべてが対象となります。介護者が運転する場合は、身体障害者手帳の第1種および療育手帳のA判定をお持ちの方が同乗される場合に限り対象となります。

なお、精神障害者保健福祉手帳、および療育手帳のB判定は割引対象外です。

E T Cを利用する場合は、車両1台と障害者本人名義のE T Cカードの事前登録が必要です。E T Cカードは、障害者が20歳未満の方に限り、親権者名義のカードでの登録が可能です。

申請は、スマートフォンとマイナンバーカードを使ったオンライン申請が可能です。お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課でも受け付けています。

E T Cを利用せず、一般レーンを利用する場合は、車両の事前登録は不要です。お住まいの区役所・支所の障害保健福祉課の窓口で、事前に申請していただき、割引証明シールの貼付を受けた手帳を一般レーン通行時に提示することにより、知人の車や、レンタカーなど、要件を満たした車両で割引が適用されます。

なお、E T C登録をされた場合でも、障害者手帳貼付用の割引証明シールが発行されますので、登録車両以外の車で有料道路を利用する場合などは、一般レーンを使用し、割引証明を受けた手帳を提示することで割引を受けられます。

更新手続は、有効期限の2か月前から有効期限の前日まで可能です。割引証明シールに記載された有効期限を御確認のうえ、お早目にお手続きください。

割引が適用される車種や所有者には、一定の要件があります。詳しい条件や、必要書類等については、こちらの二次元コードからご確認いただくか、西日本高速道路株式会社お客さまセンター、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課までお問い合わせください。

【スライド12枚目】（12分56秒～14分21秒）

最後に、NHK放送受信料の減免についてです。

手帳をお持ちの方がいる世帯を対象に、受信料の全額または半額が免除となります。

全額免除の対象は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯員全員が市民税非課税の世帯です。なお、世帯分離をされている場合でも、契約が1つであれば全員が所得確認の対象となります。

半額免除の対象は、視覚障害または聴覚障害をお持ちの方、身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方、療育手帳のA判定をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳をお持ちの方が、住民票上の世帯主であり、かつ、NHKの受信契約者の場合です。

申請は、お住まいの区役所・支所の障害保健福祉課の窓口で、免除申請書に証明を受けたあと、専用封筒でNHKに郵送していただきます。半額免除はNHKのホームページからオンライン申請も可能です。

なお、引越しの際は、NHKへの住所変更手続きをお忘れなくお願いいたします。

詳細については、NHK京都放送局へお問い合わせください。